

## 大手町・丸の内・有楽町地区地域ルール 適用申請の手引き

大丸有地区地域ルールの適用を希望される地権者等の方は、次の方法で申請等を行ってください。（別添フロー図を参照してください。）

### 1. 申請

申請に当たっては、事前に関係機関（都・区・警視庁など）に相談の上、大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会へ申請してください。

### 2. 駐車需要の算出及び計画の策定

地域ルールの適用を受けようとする方は、「駐車場整備ガイドライン」を参照し、駐車需要を算出するとともに、駐車場整備計画を策定してください。

### 3. 関係添付図書類

申請に当たっては、次の図書類を作成、添付してください。

#### (1) 緩和適用申請書、駐車施設計画書（様式一1、2）

建築床面積（用途別）、申請駐車場整備台数、駐車需要（現状の駐車台数と利用状況）、荷捌き・身体障害者用駐車台数、申請者が行う路上駐車対策（路外への誘導策）、自動二輪車（原付自転車を含む）自転車駐車対策など

#### (2) 関連提出資料

##### ① 建物関係

- ・ 敷地面積、容積率
- ・ 総床面積、用途別床面積（業務、商業、その他用途、供用部、駐車場）

##### ② 車需要予測関係

- ・ 現況駐車台数と将来駐車需要
- ・ 予測のフローと使用した原単位（出典付）など

##### ③ 要整備台数に対する根拠、コメント

- ・ 台数決定の配慮事項及びその根拠など

##### ④ 駐車場配置計画図

- ・ 出入り口位置、レイアウト、荷捌き、身体障害者駐車マス配置、通路（スケール1：500）
- ・ 周辺地区交通計画図

##### ⑤ 周辺道路図

- ・ 開発地周囲の道路の車線数、分離帯の有無、地下道等の入口、バス・タクシー乗り場の位置等を明示

##### ⑥ 路上駐車対策

- ・ 周辺の路上駐車状況（数、時間、用途別、目的別など）
- ・ 路上駐車削減対策の詳細とその根拠

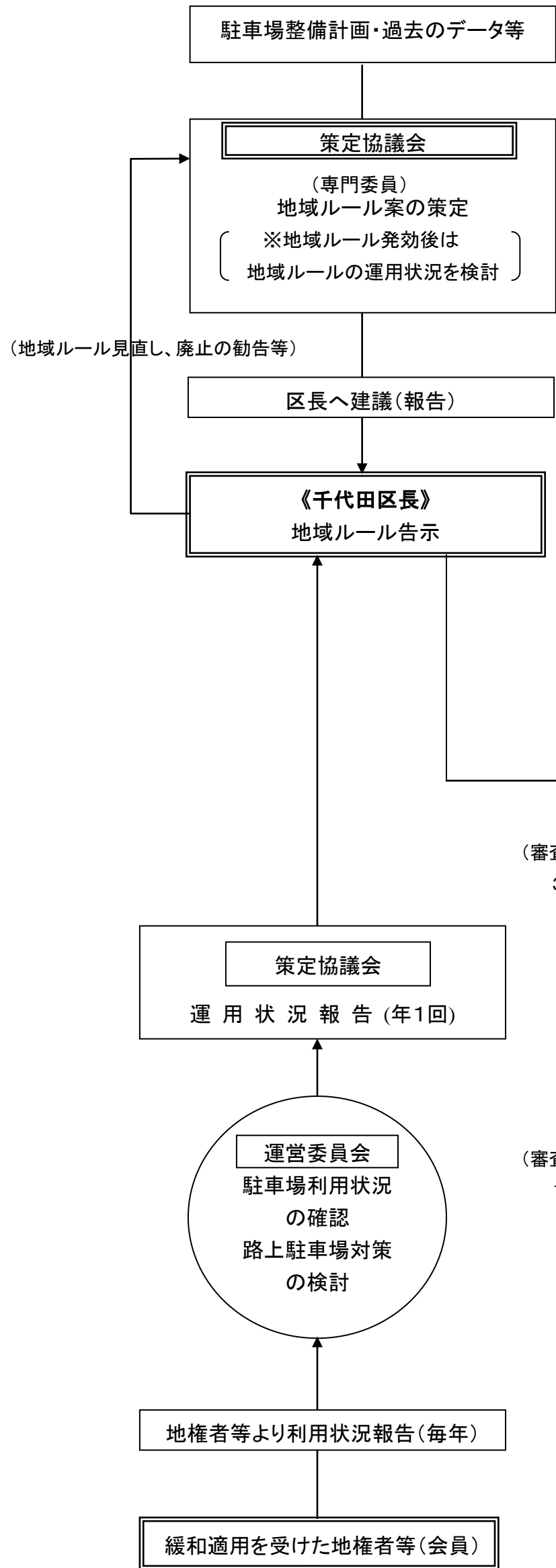
#### (3) 確約書（様式一3）

### 4. 審査期間

標準として30日間

### 大手町・丸の内・有楽町地区地域ルール 策定フローおよび個別申請フロー

#### 〈地域ルール策定フロー〉



(凡例)

- 策定協議会・・・大手町・丸の内・有楽町地区  
地域ルール策定協議会
- 駐車協議会・・・大手町・丸の内・有楽町地区  
駐車環境対策協議会
- 運営委員会・・・大手町・丸の内・有楽町地区  
地域ルール運営委員会
- 地域ルール・・・大手町・丸の内・有楽町地区  
地域ルール

#### 〈個別申請フロー〉

